

※受付締切日 毎月上旬～中旬（農業委員会の開催日により変動します。小諸市公式HPに掲載していますのでご確認ください。）

※提出部数は2部とし、1部は正本原本、もう1部は副本コピーでも可能です。

書 類 名	留 意 事 項 等
1 定款または寄附行為または法人の登記事項証明書 (法人のみ)	転用事業の事業項目があること 定款は原本証明したもの、登記事項証明書は原本かつ申請日より3ヶ月以内に取得したもの
2 土地登記簿謄本（土地登記事項証明書）	法務局発行のもの（全部事項証明書の原本に限る、インターネットの登記情報提供サービスで取得した公図は不可。申請日より3ヶ月以内に取得したもの）
3 申請地の地番を表示する図面（公図）	原則として公図（法務局で取得した公図の写し及びインターネットの登記情報提供サービスで取得した公図も可、申請日より3ヶ月以内に取得したもの） ※申請地の案内や配置計画などを記載する場合はコピーしたものに記載し、 原本への記載はしないでください
4 申請地の位置及び付近の状況を表示する図面	位置図（縮尺1/10,000～1/50,000程度のもの）と周辺状況を表す図面
5 土地改良区の意見書	・土地改良区内にある農地の場合（対象地区：大里地区・北大井地区・川辺地区） ・対象地区内の農地について地目に関わらず、「小諸市土地改良連合会」に相談し、意見書の交付を受けてください。
6 申請地選定理由書	3種農地以外は原則必要（候補地位置図を添付）
7 資金計画書又は予算書、 資力及び信用があることが確認できる書面	・資金計画書又は予算書については、申請書に記載又は別紙として添付 ・残高（融資）証明等裏付けとなる書類を添付（申請日より3ヶ月以内の日付のもの）
8 取水・排水に係る権利者の同意書	水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合
9 土地所有者の同意があったことを証する書面	所有権以外の権原に基づいて申請する場合
10 耕作者の同意があったことを証する書面	地上権、永小作権、質権、又は賃借権に基づく耕作者がいる場合
11 事業計画書	詳細に記入してください。（個人住宅は原則として添付不要）
12 事業施設の平面図・配置図・立面図等（進入路や上下水道等の必要な施設の位置を明らかにした図面）	建設予定建物・施設等の面積、位置及び施設物間の距離を表示（1/500ないし1/2,000程度のもの）
13 工事工程表	事業面積が5,000㎡以上または一時転用の際に添付
14 関連法令の許認可等に係る申請書の写し等	都市計画法、森林法、砂利採取法、国土法等
15 地区内道水路の処置に係る所管部局との調整を証する書面	事業地内に道水路がある場合
16 被害防除措置	・隣接地に農地が無い場合は周辺人家、道路水路等への被害防除措置 ・隣接地に農地がある場合（道路を挟んだ土地も原則隣接地とみなす）は上記に加え周辺農地への被害防除措置
17 その他必要（参考）に応じて添付する書類	・住民票又は戸籍の附票等異動経過が分かる書類（登記簿記載住所と現住所が相違の場合） ・抵当権者の承諾書 ・森林計画書（森林転用の場合） ・貸付管理規定 ・賃貸借等の契約書の写し ・委任状 ・その他権利者の承諾書等 ・払下げ、占有許可証（申請書）の写し ・太陽光発電施設の設置を目的とした申請の場合…2P参照 ・資材置場を目的とした申請の場合…3P参照 ・建売住宅を目的とした申請の場合…3P参照 ・特定建築条件付土地を目的とした申請の場合…3P参照

書類名	留意事項等
<p>・太陽光発電設備関係書類</p> <p><共通></p> <p><平成29年4月1日以降に改正FIT法による事業計画の認定を申請した事業者の場合></p> <p><平成29年3月31日以前にFIT法による設備認定を申請した事業者の場合></p>	<p>必要に応じ関係法令の許可証 (合計出力10kw以上の設備の場合は「小諸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に係る許可証)</p> <p>経済産業大臣による再生可能エネルギー発電に係る事業計画の認定通知書の写し又は次に掲げるすべての書類</p> <p>① 当該申請の事実を証明するもの（「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」の申請画面の写し）</p> <p>② 次のいずれかの書類（接続制限がかかっていない地域の場合は、電力会社からの接続検討に対する回答書の写しで可）</p> <p>ア 書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書（電力会社の受付印が押印されたもの）の写し</p> <p>イ インターネットで申し込んだ場合、申込み情報詳細（受付番号が記載されたもの）の写し</p> <p>①経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し及び②次のいずれかの書類（接続制限がかかっていない地域の場合は、電力会社からの接続検討に対する回答書の写しで可）</p> <p>ア 書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書（電力会社の受付印が押印されたもの）の写し</p> <p>イ インターネットで申し込んだ場合、申込み情報詳細（受付番号が記載されたもの）の写し</p>

書 類 名	留 意 事 項 等
・資材置場の申請に係る追加添付、記載内容	
①現資材置場の所在地がわかる図面	資材置場が複数ある場合はそれぞれの位置図を添付
②現資材置場の面積、内容、配置等がわかる図面	各資材置場ごとに、置いている資材の種類、配置等を記載
③今回申請の資材置場を必要とする理由書	事業内容等から必要性を具体的かつ詳細に記載（事業計画書に記載があれば不要）
④申請に係る利用計画図	置く資材の種類、内容、配置等を記載（平面図及び配置図に記載があれば不要）
⑤現場事業所等との位置関係図	現場事業所等と申請地との位置関係がわかる図面（位置図に記載があれば不要）
・建売住宅の申請に係る追加添付、記載内容	
①過去における事業概要	過去において実施した建売住宅事業（転用許可以外も含む）で、候補地の選定から販売に至るまでの状況を記載（所在、棟数、面積、購入者の募集方法、期間等）
②申請地を選定した詳細な理由	事業計画書に詳細に記入
③造成、建築、販売開始予定時期	事業計画書に詳細に記入
④販売開始後の販売活動内容、計画	事業計画書に詳細に記入（購入者の募集方法、募集期間等）
⑤宅地建物取引業の免許を有していることを証する書面	
・特定建築条件付土地の申請に係る追加添付、記載内容	
①過去における事業概要	過去において実施した建売住宅事業（転用許可以外も含む）で、候補地の選定から販売に至るまでの状況を記載（所在、棟数、面積、購入者の募集方法、期間等）
②申請地を選定した詳細な理由	事業計画書に詳細に記入
③造成、建築、販売開始予定時期	事業計画書に詳細に記入
④販売開始後の販売活動内容、計画	事業計画書に詳細に記入（購入者の募集方法、募集期間、自ら建設する時期等）
⑤宅地建物取引業の免許を有していることを証する書面	
⑥以下の3点について申請書の「 その他参考となるべき事項 」に記載する	
(1)当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。）と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね3月以内）に建築請負契約を締結することを約すること	
(2)(1)の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、(1)の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること	
(3)農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること及び自ら建設する時期	
⑦上記⑥(3)の状況となった場合に必要となる資力及び信用があることの証明書	
⑧転用申請者と、土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書（上記⑥の内容を記載する）	